

使用開始日 2025年10月4日

## 投資信託説明書(交付目論見書)

# 大型株ファンド

追加型投信／国内／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社（ファンドの運用の指図等を行ないます。）

**大和アセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第352号

**大和アセットマネジメント**

Daiwa Asset Management

■受託会社（ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。）

**三井住友信託銀行株式会社**

■委託会社の照会先



ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>



コールセンター 受付時間 9:00～17:00（営業日のみ）

**0120-106212**



■ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

| 商品分類    |        |                   | 属性区分   |       |        |
|---------|--------|-------------------|--------|-------|--------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度  | 投資対象地域 |
| 追加型     | 国 内    | 株 式               | 株式 大型株 | 年 1 回 | 日本     |

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ〔<http://www.toushin.or.jp/>〕をご参照下さい。

#### 〈委託会社の情報〉

|                              |                  |
|------------------------------|------------------|
| 委 託 会 社 名                    | 大和アセットマネジメント株式会社 |
| 設 立 年 月 日                    | 1959年12月12日      |
| 資 本 金                        | 414億24百万円        |
| 運用する投資信託財産の<br>合 計 純 資 産 総 額 | 33兆8,214億98百万円   |
|                              | (2025年7月末現在)     |

- 本文書により行なう「大型株ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年10月3日に関東財務局長に提出しており、2025年10月4日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます（請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい）。

## ファンドの目的

- わが国の株式に投資し、安定した収益の確保に重点をおき信託財産の長期にわたる着実な成長をめざします。

## ファンドの特色

1

わが国の金融商品取引所上場株式の中から、企業の安定性、収益性および成長性ならびに株価水準などを勘案して選定した資本金100億円以上の大型株に投資します。

- 長期的な観点に立って好利回り株を中心に投資を行ないます。

2

毎年1月10日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

### 〈分配方針〉

- ①分配対象額は、配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②分配対象額から、原則として、配当等収益は全額分配し、売買益も含めて安定した好分配の継続をめざします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資は、行ないません。

## 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。  
したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。  
信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

### 〈主な変動要因〉

|                                  |                                                                                                                                  |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株 価 の 変 動<br>(価格変動リスク・<br>信用リスク) | 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 |
| そ の 他                            | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。                                     |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。  
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

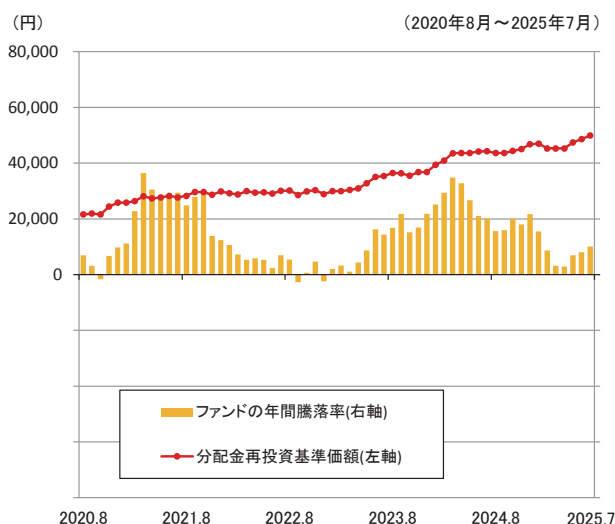
## リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行います。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

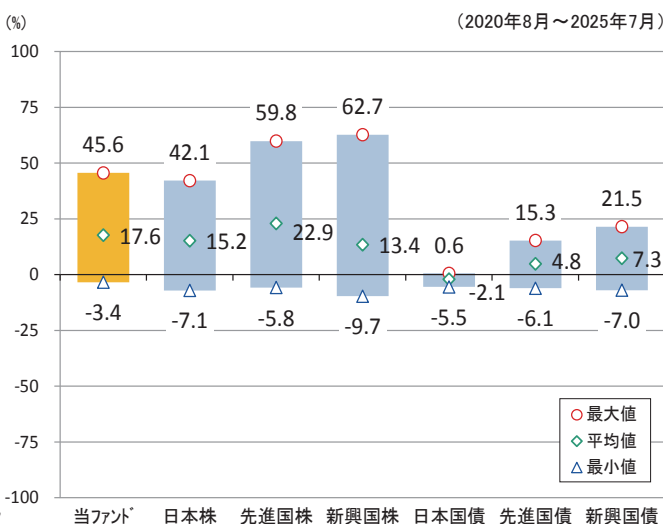
## 参 考 情 報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間ににおける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間ににおける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

## ※資産クラスについて

日本株：配当込みTOPIX  
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）  
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）  
日本国債：NOMURA-BPI国債  
先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）  
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

## ※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.（「MSCI」）が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。〔<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>〕●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

# 運用実績

## ● 大型株ファンド

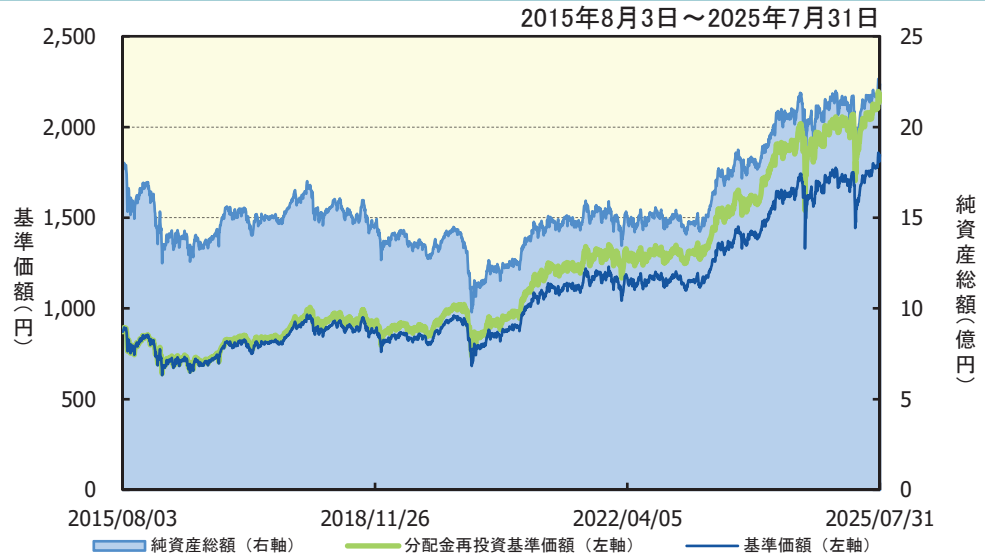
2025年7月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

### 基準価額・純資産の推移

|       |        |
|-------|--------|
| 基準価額  | 1,846円 |
| 純資産総額 | 22億円   |

| 基準価額の騰落率 |         |
|----------|---------|
| 期間       | ファンド    |
| 1カ月間     | 2.6%    |
| 3カ月間     | 10.3%   |
| 6カ月間     | 6.1%    |
| 1年間      | 12.6%   |
| 3年間      | 66.1%   |
| 5年間      | 146.7%  |
| 設定来      | 4885.5% |



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
 ※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。  
 ※「分配金再投資基準価額」は、グラフの起点時の基準価額に基づき指数化しています。

### 分配の推移 (1口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 35円

設定来分配金合計額: 3,291.75円

| 決算期 | 第72期  | 第73期  | 第74期  | 第75期  | 第76期  | 第77期  | 第78期  | 第79期  | 第80期  | 第81期  | 第82期  | 第83期  |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|     | 14年1月 | 15年1月 | 16年1月 | 17年1月 | 18年1月 | 19年1月 | 20年1月 | 21年1月 | 22年1月 | 23年1月 | 24年1月 | 25年1月 |
| 分配金 | 8円    | 9円    | 10円   | 13円   | 15円   | 11円   | 18円   | 18円   | 22円   | 18円   | 25円   | 35円   |

※分配金は、収益配分方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

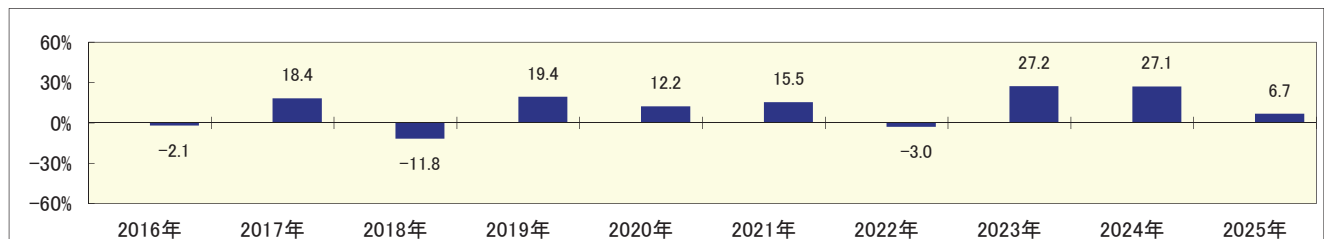
### 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 資産別構成       | 銘柄数 | 比率     | 株式東証33業種別構成 | 比率    | 組入上位10銘柄      | 業種名   | 比率    |
|-------------|-----|--------|-------------|-------|---------------|-------|-------|
| 国内株式        | 54  | 98.5%  | 電気機器        | 16.5% | 三菱UFJフィナンシャルG | 銀行業   | 5.3%  |
| 国内株式先物      | -   | -      | 銀行業         | 8.9%  | 三菱地所          | 不動産業  | 5.0%  |
| 不動産投資信託等    | -   | -      | 化学          | 7.9%  | ソニーグループ       | 電気機器  | 4.9%  |
| コール・ローン、その他 |     | 1.5%   | 輸送用機器       | 7.7%  | 日本航空          | 空運業   | 3.6%  |
| 合計          | 54  | 100.0% | 機械          | 6.6%  | アイシン          | 輸送用機器 | 3.6%  |
| 株式 市場・上場別構成 |     |        | 非鉄金属        | 5.6%  | 住友電工          | 非鉄金属  | 3.5%  |
| 東証プライム市場    |     | 98.5%  | 情報・通信業      | 5.0%  | 東京エレクトロン      | 電気機器  | 3.3%  |
| 東証スタンダード市場  |     | -      | 不動産業        | 5.0%  | 花王            | 化学    | 3.2%  |
| 東証グロース市場    |     | -      | 保険業         | 4.9%  | 信越化学          | 化学    | 3.1%  |
| 地方市場・その他    |     | -      | その他         | 30.5% | 富士通           | 電気機器  | 3.0%  |
| 合計          |     | 98.5%  | 合計          | 98.5% | 合計            |       | 38.4% |

### 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。  
 ・2025年は7月31日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## お 申 込 み メ モ

|                        |                                                                                                                                                                                          |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位                | 最低単位を1口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                                   |
| 購 入 価 額                | 購入申込受付日の基準価額（1口当たり）                                                                                                                                                                      |
| 購 入 代 金                | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。                                                                                                                                                                    |
| 換 金 単 位                | 1口単位または10口単位のうち販売会社が定める単位<br>(すべての受益権について換金の申込みを行なう場合は1口単位とします。)                                                                                                                         |
| 換 金 価 額                | 換金申込受付日の基準価額（1口当たり）                                                                                                                                                                      |
| 換 金 代 金                | 原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                        |
| 申 込 締 切 時 間            | 原則として、午後3時30分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。                                                                                                     |
| 購 入 の 申 込 期 間          | 2025年10月4日から2026年4月6日まで<br>(終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)                                                                                                                                |
| 換 金 制 限                | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。                                                                                                                                                     |
| 購入・換金申込受付<br>の中止および取消し | 金融商品取引所における取引の停止その他の事情により必要と認めるときは、換金の申込みの受付けを中止<br>することがあります。                                                                                                                           |
| 信 託 期 間                | 無期限（1961年12月2日当初設定）                                                                                                                                                                      |
| 繰 上 償 還                | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を<br>解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。<br>・受益権の口数が300万口を下ることとなった場合<br>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき                         |
| 決 算 日                  | 毎年1月10日（休業日の場合翌営業日）                                                                                                                                                                      |
| 収 益 分 配                | 年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。                                                                                                                                                              |
| 信 託 金 の 限 度 額          | 1,900億円                                                                                                                                                                                  |
| 公 告                    | 電子公告の方法により行ない、ホームページ（ <a href="https://www.daiwa-am.co.jp/">https://www.daiwa-am.co.jp/</a> ）に掲載します。                                                                                     |
| 運 用 報 告 書              | 毎計算期末および償還時に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。<br>また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。                                                                                                     |
| 課 税 関 係                | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除の適用があります。益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となり<br>ます。<br>当ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>※2025年7月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |

## ファンドの費用・税金

### 〈ファンドの費用〉

| 投資者が直接的に負担する費用      |                                                                                       |                                                                           |        |          |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|--------|----------|
|                     | 料率等                                                                                   | 費用の内容                                                                     |        |          |
| 購入時手数料              | 販売会社が別に定める率<br>(上限) <u>2.2%(税抜2.0%)</u>                                               | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。                                    |        |          |
| 換金時手数料              | ありません。ただし、購入申込日が1979年12月28日以前である場合には、換金申込日の基準価額から、 <u>1口につき22円(税抜20円)</u> の手数料を控除します。 | 換金に伴う取引執行等の対価です。                                                          |        |          |
| 信託財産留保額             | ありません。                                                                                | —                                                                         |        |          |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                                                                                       |                                                                           |        |          |
|                     | 料率等                                                                                   | 費用の内容                                                                     |        |          |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)    | <u>年率0.792%(税抜0.72%)</u>                                                              | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |        |          |
| 委託会社                | 配分については、<br>下記参照                                                                      | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。                        |        |          |
| 販売会社                |                                                                                       | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。                                |        |          |
| 受託会社                |                                                                                       | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。                                                |        |          |
|                     | 〈運用管理費用の配分〉<br>(税抜) (注1)                                                              | 委託会社                                                                      | 販売会社   | 受託会社     |
|                     | 50億円以下の部分                                                                             | 年率0.375%                                                                  | 年率0.2% | 年率0.145% |
|                     | 50億円超<br>100億円以下の部分                                                                   | 年率0.395%                                                                  |        | 年率0.125% |
|                     | 100億円超<br>200億円以下の部分                                                                  | 年率0.4%                                                                    |        | 年率0.12%  |
|                     | 200億円超<br>400億円以下の部分                                                                  | 年率0.445%                                                                  |        | 年率0.075% |
|                     | 400億円超の部分                                                                             | 年率0.488%                                                                  |        | 年率0.032% |
| その他の費用・<br>手数料      | (注2)                                                                                  | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 |        |          |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日（休業日の場合翌営業日）および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 〈税金〉・税金は表に記載の時期に適用されます。

- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期           | 項 目       | 税 金                                                       |
|---------------|-----------|-----------------------------------------------------------|
| 分 配 時         | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 <sup>(注)</sup> 普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 <sup>(注)</sup> 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## (参考情報) ファンドの総経費率

|         | 総経費率 (①+②) | 運用管理費用の比率 ① | その他費用の比率 ② |
|---------|------------|-------------|------------|
| 大型株ファンド | 0.80%      | 0.79%       | 0.01%      |

※対象期間は2024年1月11日～2025年1月10日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当り）を乗じた数で除した値（年率）です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

# Memo

A series of horizontal dotted lines for writing.

# Memo

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management